

令和5年度第 3 回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和5年 8 月 31 日(木)午後3時～
場 所 中央市民会館4階 第17・18会議室

次 第

1.開 会

2.あいさつ

3.議 事

(1)国民健康保険税の見直しについて Ⅲ資料

4.そ の 他

5.閉 会

国民健康保険税の見直しについて Ⅲ

～国民健康保険税の見直し(案)の検討②～

令和5年8月31日

(令和5年度第3回越谷市国民健康保険運営協議会)

1 前回会議の振り返り

(1) 今後の見通しについて

- ・被保険者数は、年々減少していく。
- ・1人当たりの国民健康保険事業費納付金は、増加が見込まれる。
- ・現行の保険税率を維持した場合、赤字総額も1人当たりの赤字額も増加していくことが見込まれる。

(2) 本市の保険税率について

- ・本市の保険税率は、埼玉県標準保険税率と比較し、医療分の所得割率が高い一方で、均等割額は全ての区分で不足している。
- ・県内外他市町村と比較した場合も同様に、医療分の所得割率が高い一方で、均等割額は全ての区分で不足している。
- ・他の市町村も、標準保険税率などを参考に、保険税率の見直しなどを進めている。

(3) 赤字削減・解消に向けた取組について

- ・医療データの分析に基づいて、今後、より効果的な保健事業を検討していくとともに、更なる医療費縮減対策の推進を行う。
- ・次期運営方針における収納率目標の達成に向けて、引き続き収納率向上に向けた取組を進めていく。

(4) 保険税率の見直しについて

- ・令和8年度までに赤字を解消するには、1人当たりの保険税額を、1回当たり3,200円とし、令和8年度までに合計で6,400円程度引き上げる必要がある。

2 赤字削減・解消に向けた取組について

(1) 保健事業の推進

①現在実施している主な保健事業

・特定健康診査	40歳以上の加入者を対象に、生活習慣病を予防・早期発見するための検査(身長・体重・腹囲・血圧等の測定、尿検査、血液検査など)を無料で実施しています。また、受診率向上に向け、自治会や医療機関へのポスター・チラシの配付、啓発品の配布、広報紙・HPでのPRなど様々な取組を行っています。
・特定健康診査受診勧奨事業	特定健康診査の受診率の向上を目的に、未受診者に通知及び電話による勧奨を実施しています。
・人間ドック検診料助成事業	健康の保持増進を図ることを目的に、人間ドックに要した費用の一部を助成しています。
・特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対し、生活習慣の改善を促すプログラムを実施しています。
・糖尿病性腎症重症化予防対策事業	特定健康診査の結果、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・受診中断者を医療に結びつける「受診勧奨」と、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化リスクが高い方に対して「保健指導」(人工透析への移行を防止することを目的とする指導)を行っています。
・健診異常値放置者・治療中断者 重症化予防事業	特定健康診査の結果、血圧や脂質の値が受診すべき数値にも関わらず、医療機関が受診していない方に対し、医療機関への受診を促す通知を送付し、生活習慣病が重症化することを予防しています。

(表1)

②医療データの分析による効果的な事業の実施

特定健康診査、診療報酬明細書(レセプト)等の情報を活用し、被保険者の生活習慣、健康状態、医療機関への受診状況等を分析し、PDCAサイクルに沿った**効率的かつ効果的に保健事業を推進するための実施計画(データヘルス計画)**を策定したうえで、保健事業を実施しています。

今年度は次期計画にあたる「第3期データヘルス計画」を策定する年にあたるため、現在、分析作業を進めており、その結果に基づいて、**より効果的な事業について検討していく予定**です。

(2) 医療費縮減対策の推進

①ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用することで医療費の縮減が図れるため、生活習慣病に関する医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1ヶ月の自己負担額を100円以上縮減することが見込まれる方に、ジェネリック医薬品利用差額通知を年2回（10月、3月）送付しています。

また、被保険者証の更新時に、「ジェネリック希望」のシールを配布するなど、その利用促進に努めています。

②重複頻回・服薬対策

同一疾病の診療で複数の医療機関に受診している方や同一薬効の薬剤の投与を重ねている方（本人）及びその家族に対し、保健師が適切な療養方法などの指導を行い、対象者の健康保持と早期回復を目指します。

また、同月内に10種類以上の医薬品の処方があり、複数医療機関の受診がある多剤服薬者に、服用している薬の確認を促す通知を送付しています。

③レセプト点検

レセプト点検員により、埼玉県国民健康保険団体連合会が行った一次点検後に、レセプトの二次点検を実施し、医療費請求が適正であるか二重点検を行っています。

④不当利得返還請求事務等

国民健康保険の資格喪失後に、越谷市の被保険者証を使用して医療機関を受診する不当利得者がいるため、その際には越谷市が負担した保険給付費の返還請求を行っています。

また、第三者行為と思われる被保険者証使用については、発生状況等を調査し、保険給付を行う場合は、被保険者（被害者）から損害賠償請求権を代位取得し、加害者に対して、その過失割合に応じて求償を行っています。

⑤医療費の適正化・節約の周知啓発

医療費が年々増加しており、国保の財政は赤字が続いていることや、被保険者の皆さんが健康を維持することが、医療費の節約と国保財政の健全化につながるなどについて、広報紙やHPなどを通じて分かりやすく周知し、その必要性をご理解いただくよう努めています。

(3) 収納率向上の取組

①収納率の目標(振り返り)

埼玉県国民健康保険運営方針では、被保険者数の規模別に収納率の目標を定めています。本市は、被保険者数が5万人以上の区分に入るため、**次期運営方針での令和8年度の目標収納率は93.72%**となる予定です。

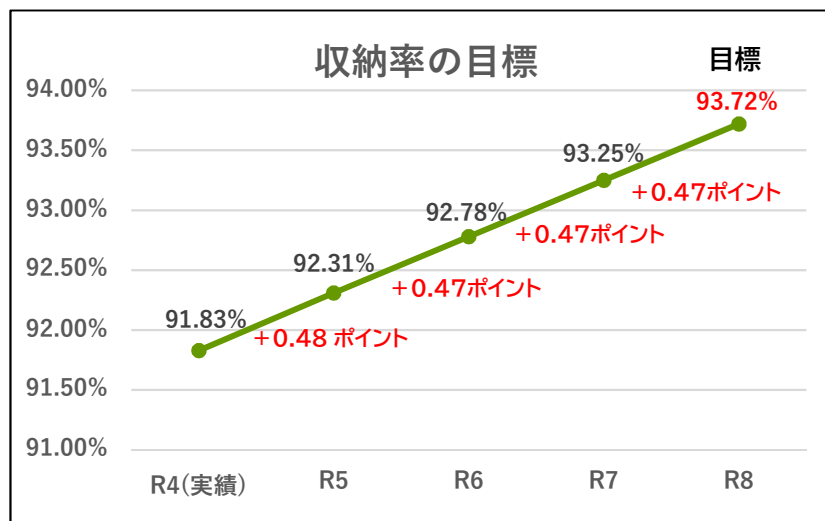
第2期運営方針(R3～R5)		第3期運営方針(R6～R11) ※予定	
被保険者数	目標収納率	被保険者数	目標収納率
1万人未満	94.0%以上	3千人未満	97.69%以上
		3千人以上1万人未満	96.63%以上
1万人以上5万人未満	93.0%以上	①1万人以上5万人未満※1	96.11%以上
		②1万人以上5万人未満※2	93.85%以上
5万人以上10万人未満	92.0%以上	5万人以上	93.72%以上
10万人以上	91.0%以上		

(表2)

※1 令和3年度実績で「被保険者数1万人以上5万人未満の保険者」の平均収納率(94.36%)以上の場合

※2 令和3年度実績で「被保険者数1万人以上5万人未満の保険者」の平均収納率(94.36%)未満の場合

令和8年度までに上記の目標収納率を達成するには、収納率を**毎年度約0.5ポイント、4年間の合計で約2ポイント上昇させる**必要があります。



(図1)

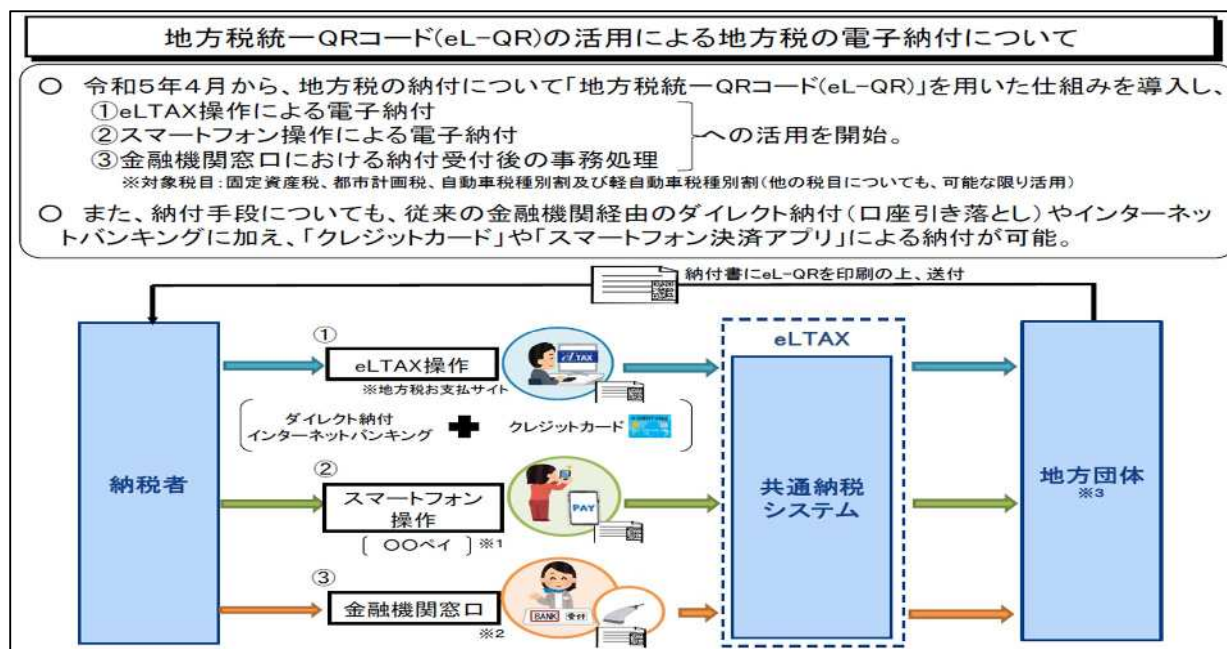
②口座振替納付の促進

口座振替は納期内納付率が高く、口座振替率が高い市町村は収納率も高くなる傾向があります。そのため、令和5年度から、口座振替の原則化を実施し、納期内納付率の向上を図っています。

また、口座振替登録手続きの簡略化を図るため、ペイジー口座振替受付サービス（キャッシュカードをスキャンするだけで口座振替登録ができるサービス）の導入を目指しています（令和6年度以降～）。

③電子納付の拡充

口座振替以外の納付方法として、電子納付（主にスマホ納税）を拡充し、納期内納付率を高める取組を実施しています。令和6年度からは、地方税統一QRコード（eL-QR）を用いた電子納付の利用を開始し、利用可能なスマートフォン決済アプリが20種類以上に拡大する予定です。



(図2)

【参考】地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した地方税の電子納付について（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000872819.pdf

④現年度課税分の早期滞納処分の実施

今までも現年度課税分の収納のために、期別ごとの催告や電話催告等を実施してきましたが、今年度はより一層速やかに財産調査を実施し、収納率向上のために可能な限り早期に滞納処分に着手します。

※ただし、相当な理由により納付が困難と認められる方については、徴収猶予や換価の猶予など、納税の緩和措置を適用しています。

⑤国民健康保険の資格の適正化

現在、保険の二重加入を防ぐため、年金記録による資格喪失勧奨を毎月実施していますが、今後はこれに加え、オンライン資格確認システムにおける「資格重複状況結果一覧」を活用した資格喪失勧奨と職権喪失の取組を拡大し、国民健康保険の資格の適正化を図っていきます。

また、納税通知書等の郵便物が届かない世帯に対して居住実態調査を実施し、居住実態のないことが確認できた被保険者については、国民健康保険の資格の職権喪失を進めます。

⑥国民健康保険税の適正な賦課

確定申告や市民税の申告がなされておらず、国民健康保険税の申告もない未申告の方を対象に、申告書を送付し申告を促すことで、国民健康保険税の適正な賦課に努めています。

ポイント！

- ・赤字削減・解消に向け、保健事業・医療費縮減対策の推進、収納率向上など、様々な取組を進めている。
- ・特に収納率については、次期運営方針での目標収納率達成に向けて、更なる取組を進めていく。

3 国民健康保険税の負担状況について

(1) 国民健康保険税の算出方法について

国民健康保険税は、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分から構成され、それぞれの所得割額と均等割額の合計により算出されます。

【国民健康保険税の算定方法(令和5年度)】

年間 保険 税 額	①医療分 (課税限度額 65 万円)	=	<所得割額> (前年の総所得金額等－基礎控除)× <u>7.80%</u>	+	<均等割額> <u>29,000 円</u>
	②後期高齢者支援金分 (課税限度額 20 万円)	=	<所得割額> (前年の総所得金額等－基礎控除)× <u>2.45%</u>	+	<均等割額> <u>10,500 円</u>
	③介護納付金分 (課税限度額 17 万円) ※40 歳～64 歳まで	=	<所得割額> (前年の総所得金額等－基礎控除)× <u>2.20%</u>	+	<均等割額> <u>11,500 円</u>

(図3)

▼計算例

40 代、単身、年間給与収入 300 万円(給与所得 202 万円)の場合

→所得割額の基準所得金額 = 202 万円 - 43 万円(基礎控除) = 159 万円

	所得割額	均等割額	合計(100 円未満切捨て)
①医療分	159 万円 × 7.80% = 124,020 円	29,000 円	153,000 円
②後期高齢者支援金分	159 万円 × 2.45% = 38,955 円	10,500 円	49,400 円
③介護納付金分	159 万円 × 2.20% = 34,980 円	11,500 円	46,400 円
			(年間保険税額)248,800 円

(表3)

(2) 保険税の軽減・減免制度について

①低所得世帯に対する保険税の軽減

低所得世帯の保険税負担の軽減を図るため、世帯の所得の合計額が一定額以下の場合に均等割額を7割・5割・2割減額する制度があります。減免と異なり、申請を要さず適用（減額賦課）されます。

【軽減の対象となる世帯所得(令和5年度)】

軽減割合	軽減判定所得(世帯主及び被保険者等の前年の所得の合計額)
7割軽減	43 万円+ 10 万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	43 万円+【10 万円×(給与所得者等の数-1)】+【29 万円×被保険者等の数】 以下
2割軽減	43 万円+【10 万円×(給与所得者等の数-1)】+【53.5 万円×被保険者等の数】 以下

(表4)

▼計算例 4人世帯(40代夫婦+子ども2人、給与所得者1人)の場合

$$\begin{aligned}
 \text{7割軽減の対象} &= 43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (1 \text{ 人} - 1) &&= \text{43 万円以下の場合} \\
 \text{5割軽減の対象} &= 43 \text{ 万円} + \text{【10 万円} \times (1 \text{ 人} - 1)\text{】} + \text{【29 万円} \times 4 \text{ 人}\text{】} &&= \text{159 万円以下の場合} \\
 \text{2割軽減の対象} &= 43 \text{ 万円} + \text{【10 万円} \times (1 \text{ 人} - 1)\text{】} + \text{【53.5 万円} \times 4 \text{ 人}\text{】} &&= \text{257 万円以下の場合}
 \end{aligned}$$

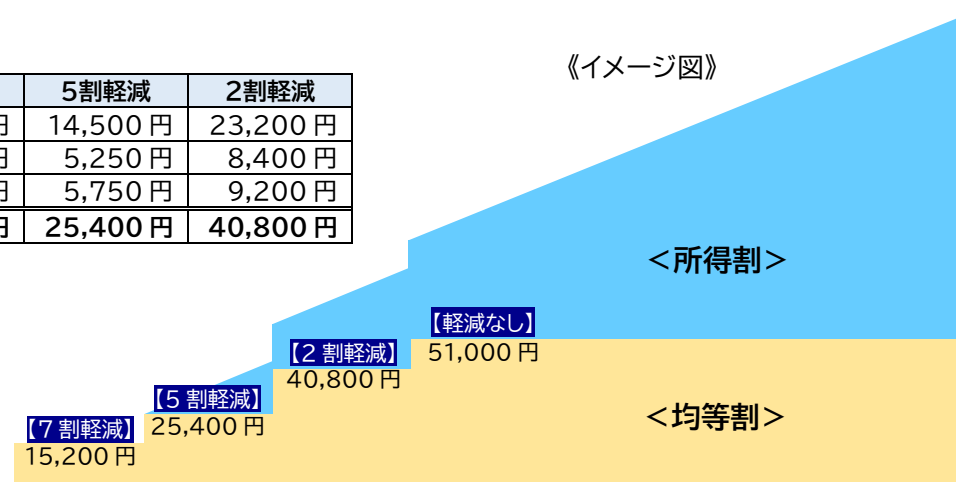
【軽減後の均等割額(年額)】

	均等割額
医療分	29,000 円
後期高齢者支援金分	10,500 円
介護納付金分	11,500 円
全体	51,000 円



7割軽減	5割軽減	2割軽減
8,700 円	14,500 円	23,200 円
3,150 円	5,250 円	8,400 円
3,450 円	5,750 円	9,200 円
15,200 円	25,400 円	40,800 円

(表5)



(図4)

【均等割軽減の適用状況(令和4年度)】

軽減割合	世帯数	割合	軽減額
7割軽減	13,756	26.33%	531,794,550 円
5割軽減	5,957	11.40%	209,475,500 円
2割軽減	5,220	9.99%	74,542,200 円
合計	24,933	47.72%	815,812,250 円

(表6)

※R4 賦課世帯数：51,386 世帯

②未就学児保険税の軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度より未就学児の均等割額を5割減額する制度が創設されました。
①の均等割軽減を受けている場合は、軽減後の保険税から更に5割減額されます。

【未就学児軽減の適用状況(令和4年度)】

均等割軽減区分	世帯数	人数	軽減額
軽減なし	672	867 人	11,825,438 円
7割軽減	407	516 人	2,222,491 円
5割軽減	201	268 人	2,181,615 円
2割軽減	189	276 人	3,040,211 円
合計	1,469	1,927 人	19,269,755 円

(表7)

③多子世帯に係る保険税の減免(R4年度～R8 年度まで)

本市独自の取組として、赤字削減・解消に向けた保険税率の見直しによる影響が大きい被扶養者の多い世帯の保険税負担を軽減するため、18歳未満の被保険者が3人以上いる場合、第3子以降の保険税を全額免除しています。

【減免の適用状況(令和4年度)】

世帯数	人数	減免額
364	461 人	7,313,000 円

(表8)

(3) 課税限度額について

国民健康保険税の負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、保険税は、国民健康保険事業という特定の目的のために徴収する目的税であることと、標準的な受益（保険給付）の程度との関連で**課税限度額**が設けられています。

課税限度額により、**一定額以上の所得を有する高所得世帯の保険税額は抑えられています。**

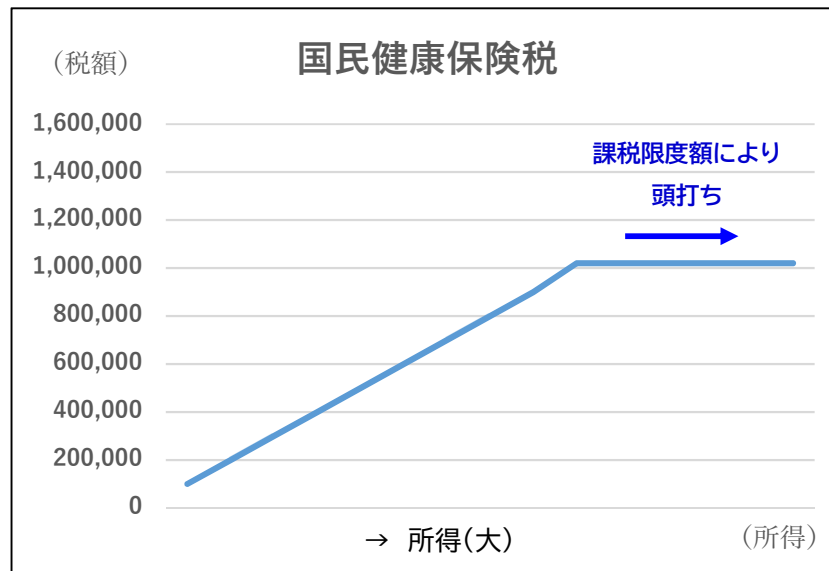
	課税限度額(R5)
医療分	65 万円
後期高齢者支援金分	20 万円
介護納付金分	17 万円
合計	102 万円

(表9)

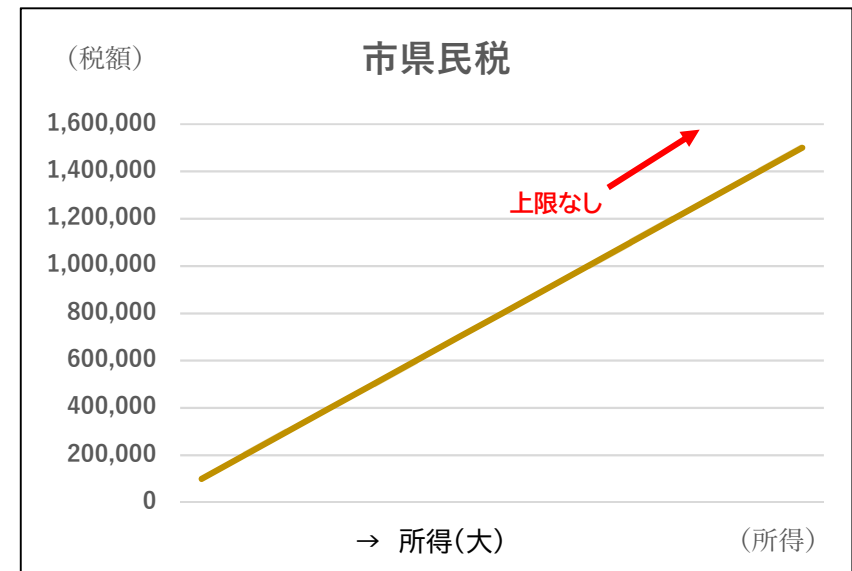
※国の基準に併せて、令和6年度からは後期高齢者支援金分を22万円に引き上げる予定です（合計104万円）。

▼課税限度額に到達する年収 40代、単身の場合

- ①医療分 → 給与収入：約**1,030 万円**(給与所得：約840 万円)
- ②後期高齢者支援金分 → 給与収入：約**1,010 万円**(給与所得：約815 万円)
- ③介護納付金分 → 給与収入：約**960 万円**(給与所得：約765 万円)



(図5)

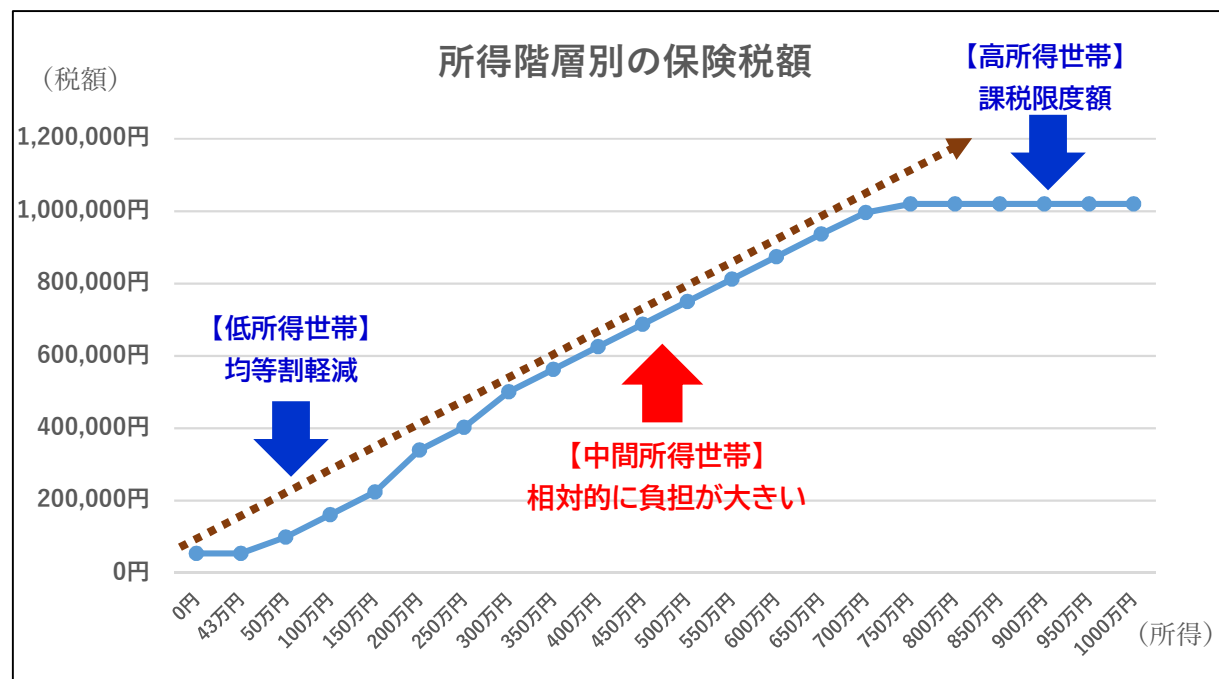


(図6)

(4) 国民健康保険税の負担状況について

均等割軽減等により、低所得世帯の保険税負担は軽減されており、また、所得が一定額以上となった高所得世帯の保険税額は、課税限度額の制度により抑えられています。加えて、本市の保険税の応能応益割合は65：35となっており、応能負担の比重が高くなっていることから、**相対的に中間所得世帯の保険税負担が大きい状況**にあります。

したがって、赤字削減・解消を進めるとともに、負担能力と受益に応じた公平な保険税負担を実現するためには、**特に応能応益割合の見直しが重要**となります。



(図7)

ポイント！

- ・国民健康保険税には、均等割軽減や課税限度額の制度があり、低所得世帯や一定額以上の所得を有する高所得世帯の保険税負担は抑えられている。
- ・相対的に中間所得世帯の保険税負担が大きいため、特に応能応益割合の見直しが重要となっている。

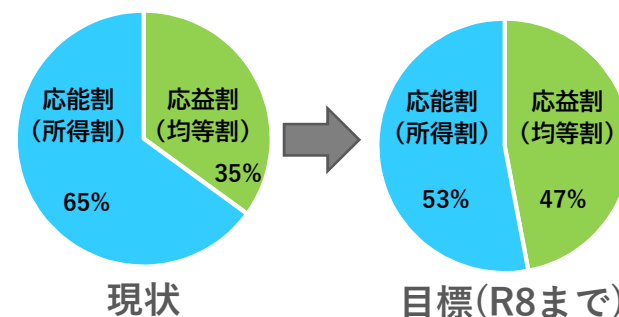
4 保険税率の見直し（案）について

（１）応能応益割合について（振り返り）

保険税水準の統一に向けて、**現状の応能応益割合65:35**から、埼玉県標準保険税率の応能応益割合（およそ53:47）にすることが埼玉県国民健康保険運営方針で目標とされています。ただし、応益割合を増やすことで低所得世帯の負担が増えることとなるため、令和8年度まで**段階的に53:47となるよう徐々に変更していくことが必要**となります。

< 応能応益とは？ >

- ・ 応能とは、個人の税負担能力に応じて賦課されるもの（所得割）
- ・ 応益とは、誰もが平等に賦課されるもの（均等割）



（図8）

（２）令和6年度の保険税率見直しのシミュレーション

▼前提条件

- ① 解消が必要な赤字額を4.4億円（令和5年度決算見込み）とし、**令和6年度に半減**する。
- ② 本市の保険税率は、特に医療分の所得割率が高く、均等割額は全ての区分で不足している状況にあるため、**医療分の所得割率は引き下げ、均等割額は全ての区分で引き上げる**。
- ③ 1人当たりの保険税額を**3,200円程度**引き上げる。
- ④ 応能応益割合は、**60:40を目標**に見直す。



◎上記の前提条件をもとに、保険税率の見直しについてシミュレーションを行った（次ページ）。

《シミュレーション1：所得割率の引下げ、均等割額の引上げをともに抑えたパターン》

	所得割率			均等割額		
	現 行	見直し後	増減率	現 行	見直し後	増減額
医療分	7.80%	7.50%	▲0.30%	29,000 円	31,900 円	+2,900 円
後期高齢者支援金分	2.45%	2.50%	+0.05%	10,500 円	11,500 円	+1,000 円
介護納付金分	2.20%	2.20%	—	11,500 円	12,000 円	+500 円
合計	12.45%	12.20%	▲0.25%	51,000 円	55,400 円	+4,400 円

(表 10)

	軽減後の均等割額	
	見直し後	増減額
7割軽減	16,500 円	+1,300 円
5割軽減	27,600 円	+2,200 円
2割軽減	44,300 円	+3,500 円

(表 11)

▼条件1

50代、単身

▼条件2

65歳以上夫婦
(介護納付金分なし)

▼条件3

3人世帯
(40代夫婦＋子ども1人)

所得	【条件1】年間保険税額			【条件2】年間保険税額			【条件3】年間保険税額			《参考》 所得階層割合※	
	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額		
0～43万円	15,200 円	16,500 円	1,300 円	23,700 円	26,000 円	2,300 円	36,400 円	39,700 円	3,300 円	0～43万円	27.83%
50万円	34,000 円	36,200 円	2,200 円	46,600 円	50,300 円	3,700 円	69,500 円	74,700 円	5,200 円	43～50万円	1.63%
100万円	121,800 円	124,800 円	3,000 円	97,800 円	100,300 円	2,500 円	131,700 円	135,700 円	4,000 円	50～100万円	10.17%
150万円	184,100 円	185,800 円	1,700 円	172,800 円	176,300 円	3,500 円	230,500 円	236,400 円	5,900 円	100～150万円	11.98%
200万円	246,300 円	246,800 円	500 円	239,800 円	243,700 円	3,900 円	292,700 円	297,400 円	4,700 円	150～200万円	9.29%
250万円	308,600 円	307,800 円	-800 円	291,100 円	293,700 円	2,600 円	379,300 円	385,000 円	5,700 円	200～250万円	7.22%
300万円	370,800 円	368,800 円	-2,000 円	342,300 円	343,700 円	1,400 円	441,600 円	446,000 円	4,400 円	250～300万円	5.08%
400万円	495,300 円	490,800 円	-4,500 円	444,800 円	443,700 円	-1,100 円	566,100 円	568,000 円	1,900 円	300～400万円	5.98%
500万円	619,800 円	612,800 円	-7,000 円	547,300 円	543,700 円	-3,600 円	690,600 円	690,000 円	-600 円	400～500万円	3.25%
600万円	744,300 円	734,800 円	-9,500 円	649,800 円	643,700 円	-6,100 円	815,100 円	812,000 円	-3,100 円	500～600万円	1.88%
700万円	868,800 円	856,800 円	-12,000 円	752,300 円	743,700 円	-8,600 円	939,600 円	934,000 円	-5,600 円	600～700万円	1.20%
800万円	985,300 円	969,600 円	-15,700 円	848,400 円	831,500 円	-16,900 円	1,020,000 円	1,017,500 円	-2,500 円	700～800万円	0.79%
900万円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	850,000 円	850,000 円	0 円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	800～900万円	0.45%
1000万円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	850,000 円	850,000 円	0 円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	900～1000万円	0.41%
1000万円超	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	850,000 円	850,000 円	0 円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	1000万円超	1.81%

※所得階層割合は、全被保険者の割合となります

(表 12)

《シミュレーション2：1よりも更に所得割率を引き下げ、均等割額を引き上げたパターン》

	所得割率			均等割額		
	現 行	見直し後	増減率	現 行	見直し後	増減額
医療分	7.80%	7.30%	▲0.50%	29,000 円	32,500 円	+3,500 円
後期高齢者支援金分	2.45%	2.55%	+0.10%	10,500 円	12,000 円	+1,500 円
介護納付金分	2.20%	2.25%	+0.05%	11,500 円	12,500 円	+1,000 円
合計	12.45%	12.10%	▲0.35%	51,000 円	57,000 円	+6,000 円

(表 13)

	軽減後の均等割額	
	見直し後	増減額
7割軽減	17,000 円	+1,800 円
5割軽減	28,400 円	+3,000 円
2割軽減	45,600 円	+4,800 円

(表 14)

▼条件1
50代、単身

▼条件2
65歳以上夫婦
(介護納付金分なし)

▼条件3
3人世帯
(40代夫婦＋子ども1人)

所得	【条件1】年間保険税額			【条件2】年間保険税額			【条件3】年間保険税額			《参考》 所得階層割合※	
	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額		
0～43万円	15,200 円	17,000 円	1,800 円	23,700 円	26,700 円	3,000 円	36,400 円	40,800 円	4,400 円	0～43万円	27.83%
50万円	34,000 円	36,800 円	2,800 円	46,600 円	51,300 円	4,700 円	69,500 円	76,400 円	6,900 円	43～50万円	1.63%
100万円	121,800 円	125,900 円	4,100 円	97,800 円	100,600 円	2,800 円	131,700 円	137,000 円	5,300 円	50～100万円	10.17%
150万円	184,100 円	186,300 円	2,200 円	172,800 円	176,500 円	3,700 円	230,500 円	238,300 円	7,800 円	100～150万円	11.98%
200万円	246,300 円	246,900 円	600 円	239,800 円	243,600 円	3,800 円	292,700 円	298,900 円	6,200 円	150～200万円	9.29%
250万円	308,600 円	307,300 円	-1,300 円	291,100 円	292,800 円	1,700 円	379,300 円	386,500 円	7,200 円	200～250万円	7.22%
300万円	370,800 円	367,900 円	-2,900 円	342,300 円	342,100 円	-200 円	441,600 円	447,100 円	5,500 円	250～300万円	5.08%
400万円	495,300 円	488,900 円	-6,400 円	444,800 円	440,600 円	-4,200 円	566,100 円	568,100 円	2,000 円	300～400万円	5.98%
500万円	619,800 円	609,900 円	-9,900 円	547,300 円	539,100 円	-8,200 円	690,600 円	689,100 円	-1,500 円	400～500万円	3.25%
600万円	744,300 円	730,900 円	-13,400 円	649,800 円	637,600 円	-12,200 円	815,100 円	810,100 円	-5,000 円	500～600万円	1.88%
700万円	868,800 円	851,900 円	-16,900 円	752,300 円	736,100 円	-16,200 円	939,600 円	928,300 円	-11,300 円	600～700万円	1.20%
800万円	985,300 円	955,100 円	-30,200 円	848,400 円	817,600 円	-30,800 円	1,020,000 円	1,003,800 円	-16,200 円	700～800万円	0.79%
900万円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	850,000 円	850,000 円	0 円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	800～900万円	0.45%
1000万円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	850,000 円	850,000 円	0 円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	900～1000万円	0.41%
1000万円超	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	850,000 円	850,000 円	0 円	1,020,000 円	1,020,000 円	0 円	1000万円超	1.81%

※所得階層割合は、全被保険者の割合となります

(表 15)

(3) 各シミュレーションのメリット・デメリット

▼共通事項

- ・ どちらのシミュレーションも、医療分の所得割率を引き下げ、均等割額は全ての区分で引き上げている。
- ・ 所得割率を引き下げると、所得が高い世帯ほど保険税額が下がるため、見直しにより世帯人数が少ない中～高所得世帯の保険税額が下がることは避けられない。
- ・ 所得割率の引下げの影響よりも均等割額の引上げの影響が大きい世帯は、保険税額が増加することになる。今回のシミュレーションでは、その程度の違いを比較している。

シミュレーション1：所得割率の引下げ、均等割額の引上げをともに抑えたパターン

メリット

- ・ 均等割額の引上げによる低～中所得世帯の保険税の負担増は比較的抑えられている。
- ・ シミュレーション2と比較して、緩やかな見直しとなっている。
- ・ 保険税率の見直しによる、所得階層別の保険税増減額のバランスが取れている。

デメリット

- ・ 応能応益割合は、目標としている60：40程度までは改善されない可能性がある。

シミュレーション2：1よりも更に所得割率を引き下げ、均等割額を引き上げたパターン

メリット

- ・ 埼玉県標準保険税率に、より近い税率設定となる。
- ・ 応能応益割合が、目標としている60：40程度まで改善される可能性が高い。

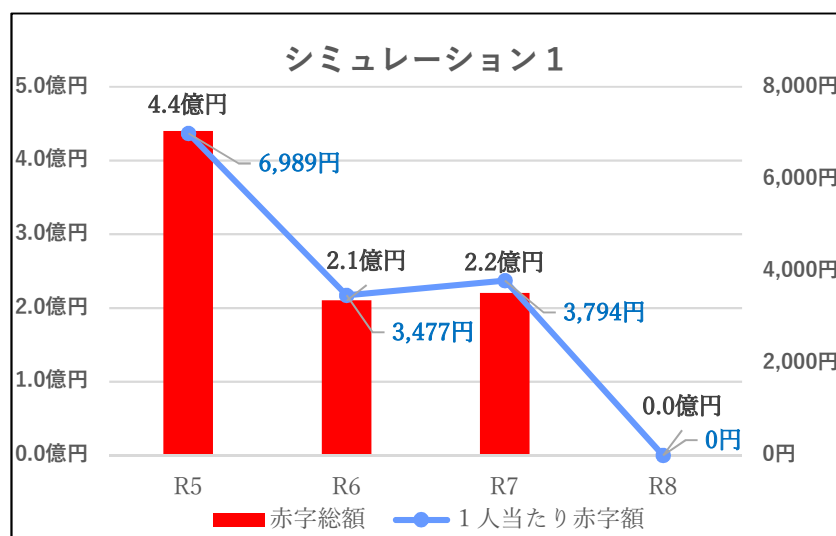
デメリット

- ・ 均等割額の引上げの影響が大きいため、特に低～中所得世帯の保険税負担が急増する。
- ・ 加えて、所得割率の見直しも大きいため、所得階層別の保険税増減額の差が大きい。

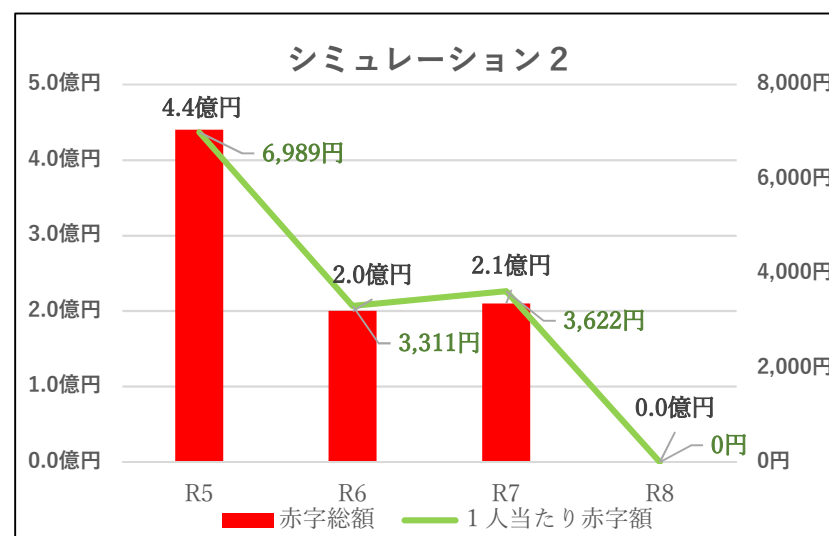
(4) 赤字削減額の比較

		R5	R6	R7	R8
被保険者数		62,957人	60,400人	57,980人	55,660人
シミュレーション1	赤字総額	4億4,000万円	2億1,000万円	2億2,000万円	0円
	1人当たり赤字	6,989円	3,477円	3,794円	0円
	(削減額)	—	3,512円	-317円	3,794円
シミュレーション2	赤字総額	4億4,000万円	2億0,000万円	2億1,000万円	0円
	1人当たり赤字	6,989円	3,311円	3,622円	0円
	(削減額)	—	3,678円	-311円	3,622円

(表 16)



(図 9)



(図 10)

ポイント！

- ・どちらのシミュレーションでも、令和6年度までに、概ね赤字額を半減できると見込まれる。
- ・シミュレーション1は、低～中所得世帯の保険税の負担増は比較的抑えられている。
- ・シミュレーション2は、埼玉県標準保険税率により近い税率設定となるが、均等割額の引上げの影響が大きいため、特に低～中所得世帯の保険税負担が増加する。

(5) 過去の税率改定との比較（参考）

改定年度	所得割		均等割		1人当たりの影響
	改定後	増減率	改定後	増減額	
平成20年度	11.60%	+1.50%	42,500 円	+3,000 円	+8,096 円、+8.8%
令和元年度	12.30%	+0.70%	45,000 円	+2,500 円	+5,400 円、+6.0%
令和4年度	12.45%	+0.15%	51,000 円	+6,000 円	+6,600 円、+7.4%
令和6年度(案 1)	12.20%	▲0.25%	55,400 円	+4,400 円	+3,200 円、+3.0%
令和6年度(案 2)	12.10%	▲0.35%	57,000 円	+6,000 円	+3,200 円、+3.0%

(表 17)

ポイント！

- ・どちらのシミュレーションでも、1人あたり 3,200 円程度の引上げとなるが、過去の税率改定と比較すると影響は抑えられている。